

風水害対策編 本編

第1部 総則

第1章 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮、急傾斜地等の崩壊による土砂災害、竜巻及び豪雪等の風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものである。

2 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の地理的条件及び過去の水害等の教訓を生かし、自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧を対象として、以下の構成とする。

構成	内容
風水害対策編	
第1部 総則	・ 計画の方針 ・ 北区の概況と水害履歴、河川等の概要 等
第2部 災害予防	・ 平常時に行う予防対策、事前対策 等
第3部 災害応急・復旧	・ 風水害発生前後における区の本部体制 ・ 区及び防災機関等がとるべき応急対策、復旧対策 等

3 北区・区民等の基本的責務と役割

(1) 基本理念

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命(いのち)は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

災害から区民の生命と財産を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、過去の水害等の教訓を踏まえ、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。

その上で、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維持しなければならない。

(2) 区の責務

区は、区民並びに防災関係機関、事業者と協力し、「ひとりの犠牲者も出さない」という強い意志のもと、災害時の第一責任者として、次の役割を果たす。

- 第1 災害リスク情報の周知
- 第2 人命最優先の迅速・的確な判断と応急対策
- 第3 初動体制の確立、応援要請、迅速な避難を行うために必要な情報活動
- 第4 被災者の3日間程度の生活を保障する食料などの備蓄・調達

(3) 防災関係機関の責務

防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 第1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 第2 防災関係機関は、上記責務を果たすため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

(4) 区民の責務

区民は、次の責務を果たす。

- 第1 「自らの生命（いのち）は自らが守る」という意識を持ち、災害リスク情報を習得し、適切な避難のあり方を確立する。
- 第2 防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、有事の際には相互に協力し、助け合う。
- 第3 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物などの安全性を確保するとともに、非常時の備蓄を進める。

(5) 事業者の責務

事業者は、次の責務を果たす。

- 第1 区内で営業、住居の提供、その他のために施設を管理する者は、施設の安全性を保持するとともに、避難路を確保し、施設利用者の安全対策に万全を期す。その他、救助用資機材の準備など、災害時に必要な対策を講じる。
- 第2 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する防災活動、災害対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、風水害による被害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

5 震災対策編との関係

この計画の中で、災害予防計画、災害応急対策計画、または災害復旧計画として定めていない事項については、震災対策編の該当する項目を準用する。

6 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

7 計画の前提

北区において、特に対策を講じる必要がある風水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫および石神井川等の氾濫、急傾斜地等（がけ・擁壁）の崩壊などであり、計画の改定にあたっては、過去の水害履歴や以下の洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を参考としている。

（1）洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下されることを目標として高規格堤防などが進められているが、現在のところは、概ね30年から40年に1回程度発生する規模の洪水に対して、安全に流下されることができる程度の改修状況である。北区は、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が自主的に迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」（避難地図）を平成14(2002)年4月に策定した。

その後、国土交通省荒川下流河川事務所は平成16(2004)年9月に荒川の河道整備状況、上流のダム整備、荒川第一調整池（彩湖）等の洪水調整施設の状況等の変化や、水防法の改正を踏まえ荒川水系浸水想定区域図を公表した。

これにより、北区では平成20(2008)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～を策定・公表した。

さらに、平成27(2015)年5月の水防法改正を受け、国土交通省荒川下流河川事務所は、想定し得る最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）による洪水浸水想定区域を平成28(2016)年5月に指定・公表した。これをもとに、北区では、平成29(2017)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表した。

また、令和4(2022)年4月に新河岸川・隅田川・石神井川・神田川の洪水ハザードマップとともに、冊子版に取りまとめを行った。

(2) 洪水ハザードマップ～新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合～

東京都では、整備水準を大きく上回る降雨による浸水被害を軽減するため、緊急に取り組むべきソフト対策の一環として、河川管理者と下水道管理者が連携し、浸水予想区域図（洪水ハザードマップの原案）の作成を行った。平成13(2001)年8月には、神田川流域について、平成15(2003)年5月には隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図について、関係機関による連絡会において検討した結果をとりまとめ公表した。

この浸水予想区域図は、現時点での河川の整備状況及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12(2000)年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）なみの雨が降った場合、それぞれの河川流域で予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

区では、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効であるので、避難場所などの情報をわかりやすく図示し「東京都北区洪水ハザードマップ」～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～を平成20(2008)年5月に策定・公表した。

さらに、都市型水害対策連絡会（東京都）が、平成27(2015)年5月の水防法改正に伴い、想定しうる最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）を前提とした浸水予想区域図を作成・公表したことを受けて、東京都北区洪水ハザードマップ「隅田川・新河岸川・神田川が氾濫した場合」と「石神井川が氾濫した場合」を令和4(2022)年4月に策定・公表した。

(3) 内水氾濫の対応

区内に降った雨は、通常は側溝などを通じて下水道に放出される。しかし、短時間で局地的に大量の雨をもたらす集中豪雨になると、雨水の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることがある。このようなことが原因で生じる氾濫のことを「内水氾濫」という。内水氾濫では堤防の決壊はみられない。

都市化の進展により地表の多くが建物や道路舗装に覆われるなど、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集まるようになっている。そのため、地盤の低い地域における浸水がたびたび発生している。

さらに近年では、雨水流出抑制施設の整備や浸透性舗装の普及などにより内水氾濫対策が進む一方、下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発しているほか、地下利用の増加などにより、地下施設（地下駐車場、地下駐輪場）における浸水被害や地下室への浸水被害等も発生している。

区では、区民が地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策を行い、また、円滑な水防活動を行うため、過去の浸水発生箇所を記した浸水箇所図を作成・公表している。

(4) 土砂災害防止法に基づく急傾斜地等(がけ・擁壁)の対応

平成28(2016)年3月、都は区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した(特別警戒区域は23か所)。

平成29(2017)年3月には、土砂災害の危険性・避難場所・避難経路等、警戒避難体制に関する事項を整理した土砂災害ハザードマップを作成した。

平成29(2017)年11月、都は北区内73か所の基礎調査結果が新たに公表し、平成30(2018)年5月、区内70か所を土砂災害警戒区域等に指定した(特別警戒区域は48か所)。よって、現在は合計で区内95か所を土砂災害警戒区域等に指定している(特別警戒区域は70か所)。

区域指定後、区は避難体制の見直しを行い、土砂災害の発生が予想される場合に、被害の発生が懸念される場所の付近に水害対応避難場所を開設し、避難行動を支援している。

土砂災害ハザードマップの普及促進や迅速かつ確実に該当区域へ情報を伝達できる体制を整備すること等、さらなる対策の充実を図ることが課題になっている。

(5) 東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針

近年、全国各地で大規模水害が多発している中、荒川の氾濫などの大規模水害に備え、避難行動のあり方を整理した「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を令和2(2020)年3月に策定した。策定の主な目的を、①「区民と行政との間での避難行動における共通認識の構築」、②「避難にあたり支援が必要となる方の避難行動や行政の支援方法の方向性の定めること」として、区における大規模水害時の避難行動の基礎として位置付けるものとしている。

(6) 北区大規模水害避難行動支援計画

「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」(令和2(2020)年3月)では、「できるだけ遠くの高台への避難」を基本的な方針として掲げているが、自力での高台避難が困難な区民(避難行動要支援者)が一定数存在する。このような避難に支援が必要な避難行動要支援者について支援の方向性を定めるため、「北区大規模水害避難行動支援計画」を令和4(2022)年12月に策定した。計画では、避難行動要支援者の個別避難計画の策定方針を中心として、大規模水害時における避難行動要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することにより、区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指すことを目的としている。

第2章 北区の概況

1 北区の地形と管内河川の概況

北区は、東京23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km、南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.61km²である。

地形は大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て、田端から上野まで連なる海拔20～25mの武蔵野台地（本郷台）と東側は浮間、志茂、王子、田端新町に至る海拔5m以下の荒川低地に分かれ、南北崖線を境に特徴ある形状をもっている。

台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。

一方低地部は、土砂の堆積によってできた、海拔3～5mの平坦な地形である。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

区内には荒川水系に属する荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、台風、集中豪雨時等には、地形的な面もあわせ、その影響が大きいところである。

(1) 荒川

国土交通省直轄河川であり、洪水予報河川および水防警報河川である。秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）にその源を発し、中津川、赤平川などの支川をあわせて秩父盆地を東流し、長瀨を経て、さらに熊谷市の西部で平野に出て東南に流れを変える。そこから武蔵野台地、大宮台地に挟まれた低地帯を抜けて都内に入り、北区志茂で隅田川を分派したのち東京湾に注いでいる。

支川は入間川など120河川にも達し、我が国の政治、経済、文化の中心である首都東京を流域内に抱え、人口密度は一級河川で最も高密度になっており、治水、利水の役割が極めて大きい河川である。

(2) 隅田川

東京都の管理河川であり、水防警報河川である。新岩淵水門で荒川から分派した隅田川は、本区東岸を南流、荒川区と足立区・台東区・中央区・墨田区と江東区のそれぞれ境界を形成して、東京湾に注いでいる。

(3) 新河岸川

東京都の管理河川である。新河岸川は埼玉県川越市東方の伊佐沼に発し、概ね荒川に平行して流下し、埼玉県北足立郡新倉村（現和光市新倉）で荒川に合流していた。

曲がりくねった水路は度重なる洪水により被害をもたらしたことから、大正10(1921)年から昭和6(1931)年にかけて新水路の工事が行われた。

新水路は、新倉村で荒川に合流させずに板橋区の北側を通り、北区浮間・岩淵を通り新岩淵水門の下流、志茂で隅田川に結んだ。

(4) 石神井川

東京都の管理河川であり、**洪水予報**河川である。流域面積は73.1km²、延長は25.2kmであり、都内中小河川としては比較的規模の大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で溪谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約85m、平均河床勾配は約1/340である。

2 水防上注意を要する(重要水防)箇所

区内の各河川における水防上注意を要する（重要水防）箇所を把握する。

(1) 国土交通省管理河川（荒川）

国土交通省管理河川における重要水防箇所評定基準は次のとおり。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
越水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>

第1部 総則
第2章 北区の概況

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>

種別	要注意区間
工事施工	<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡 ・旧川跡	<p>新堤防で築造等3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>

【令和5(2023)年度 直轄河川重要水防箇所一覽表】

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	都及び区		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地点名	杆杭位置(k, m)			担当事務所	担当水防団体		
1	荒川	旧川跡	要注意	右	板橋区舟渡2丁目 浮間2丁目	24.20km + 40m 24.00km + 120m	120	旧川跡	第四建設事務所 第六建設事務所	板橋区 北区	岩淵出張所	釜段工
2	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22.00km + 50m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(高崎線)	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	積み土嚢
3	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22.00km + 29m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(東北本線)	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	積み土嚢
4	荒川	工作物	B	右	赤羽3丁目	22.00km + 9m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(京浜東北線)	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	積み土嚢
5	荒川	工作物	B	右	岩淵町	21.25km + 202m	1箇所 (10)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(新荒川大橋(下))	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	積み土嚢
6	荒川	旧川跡	要注意	右	岩淵町	21.25km + 190m 21.00km + 105m	335	旧川跡	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	釜段工
7	荒川	旧川跡	要注意	右	志茂4丁目 志茂3丁目	20.00km + 35m 19.50km + 180m	355	旧川跡	第六建設事務所	北区	岩淵出張所	釜段工
8	荒川	越水 (流下能力)	B	右	岩淵町 江戸川区小松川2丁目	21.25km + 0m 4.25km + 0m	16,925	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(流下能力不足)	第六建設事務所 第五建設事務所	北区 足立区 墨田区 江戸川区	岩淵 小名木川 出張所	積み土嚢

(2) 都管理河川（隅田川・石神井川・新河岸川）

都内の一級・二級河川(国管理を除く)における水防上注意を要する箇所は、次のとおり。

種別	基準	箇所数 (北区)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所 (解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋りょうにより河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所	-
	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所 (解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所	
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所 (解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所	-
	河川工事等の施工によって注意を要する箇所 (解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所	
工事施工		1

【令和5(2023)年度水防上注意を要する箇所（都管理河川）】

河川名	左右岸	位置(目標)	工事施工箇所		
			延長(m)	所管事務所	摘要
石神井川	左	豊島二丁目(新柳橋上下流)	30	六建	
石神井川	右	堀船二丁目(新柳橋上下流)	50	六建	

第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務

1 水防活動

水防管理団体（北区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

また、気象状況等により、洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等の恐れがあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況並びに水位、潮位、各種注意報・警報等に応じて管理者、警察・消防機関と綿密な連絡のもとに河川の巡視警戒を行い、異常を発見したときには、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、直ちに都水防本部（東京都建設局）に報告するものとする。
 - ア 水防警報により、出動または指示の警告があったとき
 - イ 水位または潮位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、**氾濫**の恐れがあるとき
 - ウ その他水防上必要と認めたとき
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (6) 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、またはその準備を指示することができる。この場合遅滞なく地元警察署長（王子・赤羽・滝野川）に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。
- (11) 関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができていた各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

2 水防の責任と任務

水防管理団体（北区）及び東京都は、洪水または高潮等の際し、水防の万全を期するため次の任務を行うものとする。

- (1) 水防は水防管理団体（北区）がその区域内の水防を充分果たさなければならない。

[水防法第3条（区市町村の水防責任）]

- (2) 水防管理団体（北区）の行う水防が十分に行えるように情報を連絡し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。

[水防法第3条の6（都道府県の水防責任）]

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

1 管内河川の改修計画

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

(1) 荒川

国土交通省直轄河川として、荒川下流河川事務所ではさらなる治水機能向上を目指し、超過洪水対策として高規格堤防事業や、高さの低い橋りょうの対策、堤防の強化対策を進めている。

(2) 隅田川

新岩淵水門下流のコンクリート護岸は既に完成しており、一定の洪水対策が行われている。また、恒久的な高潮対策は東京都江東治水事務所で昭和38(1963)年に着手し、昭和50(1975)年度で完成している。昭和55(1980)年から防潮堤・護岸を地震や洪水に対して、より安全で水に親しめる緩傾斜型堤防事業に着手した。

その後昭和60(1985)年からは、市街地と河川の一体整備により、土地の有効利用が図れるスーパー堤防を基本に整備が進められている。

(3) 新河岸川

両岸とも防災護岸は概ね完成している。

恒久的な高潮対策は、東京都で昭和48(1973)年より右岸に、昭和59(1984)年度より左岸に各々着手した。

令和2(2020)年3月末時点における新河岸川の整備状況は、防潮堤整備率で9割強となっており、残る未整備箇所は、浮間橋下流左岸である。

令和3(2021)年12月には、「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」を策定し、この計画に基づき、新河岸川では堤防の耐震化を図っていく。

(4) 石神井川

昭和34(1959)年度から1時間50mm規模の降雨による洪水を安全に流下させる改修工事を始めた。また、昭和43(1968)年度には、飛鳥山トンネルから隅田川合流点までの高潮区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮(A. P. +5.1m)に対して安全となるよう防潮堤の整備及び耐震対策を実施する。

現在、1時間あたり50mm規模の改修は、飛鳥山分水路より上流側の約14.5km区間が完成している。

1時間あたり75mm規模の降雨に対応するため、流域内で実施される河川への雨水流出抑制対策(1時間あたり約10mm規模の降雨に相当する流域対策)の効果を見込んだ

うえで、河川を流れる洪水に対処することとし、調節地の整備等を実施する。

また、平成27(2015)年度から、新柳橋下流の整備を進めており、令和元年度から、新柳橋の架替事業に着手している。

2 水防に関する施設計画

(1) 雨水流出抑制施設計画

担当	土木部
----	-----

近年、都市部の中小河川流域において市街化が進み、降雨に対する流域の貯留、浸透機能が減少し、一挙に大量の雨水が河川に流入し洪水の被害を受けやすくなっている。

- ① 平成元(1989)年度に「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を制定し、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導している。
- ② 区の雨水貯留浸透事業として、これまで歩道の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、街路緑化や公園等に一時貯留施設等を設置し、浸水地域の被害の軽減を図ってきたところである。
- ③ 市街地化に伴う雨水の浸透機能の低下とともに、下水道管の処理能力を超える台風や局地的集中豪雨により、道路冠水が生じている。今後も、必要に応じて道路・公園等の公共施設の雨水流出抑制事業の推進を図るとともに、都下水道局に下水道施設の処理能力を向上させる等の浸水対策事業のより一層の推進を要請していく。

※雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱【資料編p653参照】

(2) 内水排除施設計画

担当	土木部／都下水道局
----	-----------

- ① 都下水道局では、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するために、幹線やポンプ所を整備するなどの雨水対策事業をこれまで計画的に行ってきた。
- ② これらは東京都区部全体を1時間50ミリの降雨に対応できるよう施設整備を進めている。今後とも緊急度の高いものから着実に進めていく必要がある。こうした広範囲の面的な区域を対象とし、流下方式を原則とした施設整備は、規模が大きく、事業効果を発揮するまでには長い月日を必要とする。
- ③ 短時間かつ局地的に、想定をはるかに超える雨、また、地下街や地下鉄、個人住宅の地下室など、地下空間の利用の増加から、浸水に対する危険度はますます増加している。特に床上浸水等の浸水被害が発生している地区においては、1時間75ミリに対応する施設整備を推進している。雨水排除の機能を将来にわた

って安定的に確保するため、雨水ポンプ施設の改築及び震災対策を実施していく。

- ④ 都下水道局では、「経営計画」等により、堀船1号幹線、王子第二ポンプ所の整備、赤羽西幹線の増強施設、赤羽北幹線の増強施設の整備など、着実に雨水対策事業を実施している。

3 水防資機材・施設及び水防工法

区は、管内における水防作業が十分に行えるように、資機材及び設備の整備並びに輸送手段の確保に努めるものとする。

国・都は北区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるように努める。

(1) 浮間地区荒川防災ステーション

担当	土木部／国土交通省荒川下流河川事務所
----	--------------------

荒川の洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点として整備した河川防災ステーションを国土交通省と共同で運営している。

資機材等	北区 (令和5年4月現在)	国土交通省 (令和5年4月現在)
建物（会議室等）	106.08㎡	164.40㎡
建物（共有施設）	147.72㎡	
根固めブロック	-	テトラ3.2t×850個
割栗石	-	1,730m ³
鋼矢板	-	10H L=18m 640枚

位置：浮間1丁目3番先 敷地：約10,000㎡ 建物：延べ床面積418.2㎡

- ・北区：SPパイル 40本・土のう袋 1400枚・剣スコップ 100丁

かけや
掛矢 7本・ジャカゴ(砂利籠)円柱 10個

トラロープ 100m×10本・カラーコーン 24本

投光機(3個・タイヤ付) 1台・危険テープ 1箱 (50m×30個)

- ・国土交通省：土のう 3,056袋・大型土のう 810袋・スコップ 6本・安全ロープ 10巻・ブルーシート (5.4*7.2m) 519枚・のこぎり 5本・丸ノコ 1機・なた 5本・ハンマー2本・カラーコーン 110本・コーンバー (2m) 96本・投光器 4個・移動式投光機 2個・自転車 2台・大型土のう製造器 1台・Dリフトカップラー (4個で1セット) 3セット・リアカー 2台・一輪車 2台・携行缶 (10L) 1個・救命具 6着・紅白ポール 10本・スタッフ (5m) 4本・発電機 2台

(2) 資機材

担当 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

令和5(2023)年4月現在

資機材名	単位	所管別			合計 14箇所
		北区土木部 (1箇所)	東京都第六建設 事務所 (8箇所)	国土交通省 (5箇所)	
土のう類 (大型含む)	袋	10,200	63,095	36,355	109,650
水のう	袋	—	1,920	36	1,956
土のう留杭 (鉄ピン)	本	1,000	11,271	1,175	13,446
軽量鋼板	枚	180	505	—	685
木材	m ³	4.0	9.0	—	13.0
シート	m ²	700	4,331	1,477	6,508
鉄線	kg	240	636	4	880
杭(木杭)	本	110	905	134	1,149
縄	m	5,000	58,126	18	63,144
番線カッター	丁	6	35	—	41
ショベル	丁	350	450	170	970
ツルハシ	丁	90	283	—	373
掛矢	丁	21	103	8	132
鋸	丁	10	44	—	54
鉋	丁	30	37	—	67
もっこ	丁	190	134	—	324
一輪車	台	9	19	—	28

※ 北 区：水防倉庫（赤羽台3-17先・赤羽緑道公園）
 第六建設事務所：岩淵（岩淵町41）、蔵前、荒川、南千住、東尾久、飯塚橋、内匠橋、千住関屋町（8か所）
 国土交通省：荒川下流河川事務所（志茂5-41-1）、
 岩淵出張所（志茂5-41-2）、新芝川排水機場内、
 小名木川出張所（倉庫・発電機室）、綾瀬川排水機場資材置場
 （5か所）

(3) 排水場

担当	土木部
----	-----

令和5(2023)年4月現在

排水場名	設置箇所	完成年度	摘要
北耕地川排水場	神谷3-9	昭和37(1962)年度	235馬力ディーゼルエンジンポンプ 口径1,000mm 150m ³ /分
観音橋排水場	滝野川3-53	昭和58(1983)年度 (平成9(1997)年度 取替え)	出力 7.5□口径150mm2台 5m ³ /分
赤羽北排水場	赤羽北2-21	平成6(1994)年度	出力 5.5□口径100mm1台 0.6m ³ /分
赤羽台公園貯留槽	赤羽台3-16	平成6(1994)年度	出力3.7□口径125mm2台 1.4m ³ /分
井頭排水場	岸町2-9	平成7(1995)年度	出力 5.5□口径100mm2台 0.9m ³ /分
計	5か所		

(4) 応急ポンプ

担当	土木部/消防団
----	---------

令和5年(2023)年4月現在

種別	口径	台数	配置先	摘要	
可搬式	100mm	2	豊島水防倉庫	2	
〃	75mm	8	豊島水防事務所 道路公園管理事務所 (内訳：音橋排水場 2)	6 2	
〃	65mm	52	王子消防団 赤羽消防団 滝野川消防団	16 19 17	消防団所属 消防ポンプ
計		62			

(5) 救助艇

担当	土木部／警察署／消防署
----	-------------

令和5(2023)年4月現在

形式	乗員数	艇数	所管
ゴムボート	5人乗り	1艇	道路公園管理事務所
9.8馬力	5人乗り	2 "	王子消防署
9.8馬力	5人乗り	6 "	赤羽消防署
9.8馬力	5人乗り	2 "	滝野川消防署
ゴムボート		6 "	王子・赤羽・滝野川警察署

(6) 土のう置き場等

担当	土木部
----	-----

令和5(2023)年4月現在

【土のう置き場】

土のう置き場	保管数量(袋)	備考
赤羽西(赤羽自然観察公園)	約2,500	倉庫
西ヶ原(西ヶ原みんなの公園)	約3,000	倉庫
ちんちん山(南橋高架下)	約50	屋外(高架下)
浮間(荒川防災ステーション)	約500	建物内
豊島(水防事務所)	約1,000	屋外(首都高高架下)
東十条駅南口区道下(資材倉庫)	約150	倉庫
計 6か所	約7,200	

【土のうステーション】

台風等の接近に伴い、区民から土のうの自主引き取り要請があったときに備え、次の場所に土のうステーションを設置している。

設置場所	所在地	保管数量(袋)	備考
北区役所	王子本町1-15-22	80袋	正面玄関前
島下公園	赤羽西6-10	80袋	公園内
豊島公園	豊島2-25	80袋	公園内
堀船公園	堀船2-10	80袋	公園内
観音橋脇	滝野川5-53	80袋	道路区域
計 5か所		400袋	

(7) 土取場

担当	土木部
----	-----

令和5(2023)年4月現在

土取場	所在地	採取可能量	摘要
神谷堀公園	王子5-28	200m ³	公園内広場
中央公園	十条台1-2-1	100m ³	公園内広場
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7	300m ³	公園内広場
計 3か所		600m ³	

(8) 水防工法

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

工法は現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、単独または併用して実施する。

4 高潮対策

担当	都第六建設事務所
----	----------

昭和24(1949)年キティ台風による災害を契機に、同年から第1次高潮対策事業として同台風級の高潮（AP+3.15m）に対処するため整備した隅田川の防潮堤は、相次ぐ地盤沈下と昭和34(1959)年の伊勢湾台風による被害等を想定し、大改修が必要となった。

このため国及び都は、同台風級の高潮（AP+5.1m）に対処すべく、昭和38(1963)年から東京高潮対策事業に着手した。

これにより隅田川は、水門9基を含む防潮堤46.9kmの整備を行い昭和50(1975)年度に完成した。

隅田川は、令和3(2021)年12月には、「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」を策定し、計画に基づき、防潮堤や水門等の耐震・耐水対策を実施している。

新河岸川は、隅田川合流点から新河岸橋間の区間（高潮対策事業区間）では、高潮対策として、防潮堤の整備を実施している。この整備事業は伊勢湾台風級の大型台風がもたらす高潮（A.P. +5.1m）に対処できる規模で昭和48(1973)年度に着手した。

令和2(2020)年3月末時点における新河岸川の整備状況は、防潮堤整備率で9割強となっており、残る未整備箇所は、浮間橋下流左岸である。

令和3(2021)年12月には、「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」を策定し、この計画に基づき、新河岸川では堤防の耐震化を図っていく。

石神井川は、高潮対策対象区間においては、昭和34(1959)年の伊勢湾台風と同規模の台風

が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだ時に発生する高潮（A.P. +5.1m）に対応できるようにすることを目的とし、防潮堤の整備及び耐震対策を実施する。

5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策

(1) 対策の方針

担当	まちづくり部／土木部／警察署
----	----------------

豪雨等による急傾斜地等の崩壊による災害を未然に防ぐため、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態について調査資料等を基に整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告、命令等を行い、**がけの防災対策**を推進する。

なお、北区内では「急傾斜地崩壊危険箇所」が58か所確認されており、この中から特に危険度の高い斜面については、都が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p91) 参照

【急傾斜地崩壊危険箇所(北区内58か所)一覧】

- 資料編 【震災対策編】
10. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(2) 「がけ・擁壁」の安全化

担当	まちづくり部／土木部
----	------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p91) 参照

(3) 急傾斜地の安全化

担当	まちづくり部／土木部／都建設局
----	-----------------

都は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域を指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。

【急傾斜地崩壊危険区域】

平成30(2018)年1月末現在

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭57.3.31
北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭59.5.15
北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭62.10.27
北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平3.3.26

※東京都地域防災計画（平成26年修正）震災編[別冊資料] 資料第23 急傾斜地崩壊危険区域による

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】1 安全に暮らせるまちづくり
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p91) 参照

6 土砂災害防止法の運用

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部
----	------------------

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13(2001)年4月に施行された。本法は、平成26(2014)年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ改正され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として平成27(2015)年1月に施行された。また、平成29(2017)年6月には要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために改正された。さらに、令和3(2021)年5月の改正では、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練実施結果を区長に報告することが義務付けられ、区長による訓練内容に係る助言・勧告制度が創設された。
- (2) 同法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進するものである。
- (3) 土砂災害防止法に基づき、都は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (4) 都は、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告を実施する。
- (5) 平成28(2016)年3月、都は北区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した（特別警戒区域は23か所）。指定に伴い、平成29年(2017)3月には土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の危険性・避難場所・避難経路等、警戒避難態勢に関する事項について定め、住民に対し周知を行った。

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

- (6) 都は、平成30(2018)年1月末現在、土砂災害警戒区域11,503か所（うち土砂災害特別警戒区域8,800か所）を指定している。平成29(2017)年11月には北区内73か所の基礎調査結果が新たに公表されており、平成30(2018)年5月、区内70か所を土砂災害警戒区域等に指定した（特別警戒区域は48か所）。よって、現在は合計で区内95か所を土砂災害警戒区域等に指定している（特別警戒区域は70か所）。
- (7) 区は、土砂災害ハザードマップの普及促進や迅速かつ確実に該当区域へ情報を伝達できる体制を整えるなど、さらなる対策の充実を図る。

7 水害発生箇所の解消

担当	土木部
----	-----

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、都関係局との連携を強化し、雨水浸透ますの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などのまちづくり対策を重点的に行う。

8 都市型水害対策

担当	土木部／都建設局／都下水道局
----	----------------

- (1) ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、浸水対策が都により進められている。
- (2) 洪水時の避難指示等の基準の整備、水防資機材の整備等を含めて、区は都と連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。
- (3) ソフト対策とともに、区及び都は広く区民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

9 流木対策

担当	土木部
----	-----

台風時期に流木が生じた場合は、関係機関と緊急連絡により排除する等被害を最小限度にとどめるものとする。

10 浸水対策

(1) 水防法の運用

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

- (1) 水防法は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的としている。
- (2) 平成13(2001)年の改正を受けて、都は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水想定区域および浸水した場合に想定される浸水深を公表している。
- (3) 平成17(2005)年の改正により、浸水想定区域を含む区市町村の地域防災計画に、少なくとも浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、浸水想定区域内の地下街等と要配慮者利用施設の名称と所在地を定めることになった。そして、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は地下街等の利用者の避難確保計画を作成し公表することが義務になった。
- (4) 平成25(2013)年改正では、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が、利用者の避難確保計画を作成し訓練を実施すること等が努力義務になった。
- (5) 平成27(2015)年には、浸水想定区域の前提となる降雨が、「当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの）」に改正された。
国土交通省荒川下流河川事務所は、これを受けて平成28(2016)年に想定し得る最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）による洪水浸水想定区域を指定・公表し、区は「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正公表した。
- (6) 平成29(2017)年改正では、市区町村地域防災計画に名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が利用者の避難確保計画を作成し訓練を実施すること等が、努力義務から義務化された。
- (7) 令和3(2021)年改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練実施の区長への報告義務化と区長による訓練内容に係る助言・勧告制度が創設された。

(2) 浸水想定区域

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

1. 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域

国土交通省荒川下流河川事務所は、平成28(2016)年5月に荒川水系荒川洪水浸水想定区域図を公表した。この浸水想定区域図は、想定しうる最大規模降雨（荒川流域における72時間の総雨量632mm）を前提としている。

区は、これをもとに平成29(2017)年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」を改正・公表した。

2. 新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合の浸水想定区域

東京都は、整備水準を大きく上回る降雨による浸水被害を軽減するため、平成13(2001)年8月に神田川流域の浸水予想区域図を公表した。この浸水予想区域図は、平成12(2000)年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）並みの雨が降った場合に予測される洪水の状況をシミュレーションにより求めたものである。同様に平成15(2003)年5月に隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図を公表した。さらに、都市型水害対策連絡会（東京都）が、平成27(2015)年5月の水防法改正に伴い、想定しうる最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）を前提とした浸水予想区域図を作成・公表したことを受けて、令和3年に東京都北区洪水ハザードマップ「隅田川・新河岸川・神田川が氾濫した場合」と「石神井川が氾濫した場合」に分けて作成した。

→ 風水害対策編 第1部 総則

第1章 計画の方針 7 計画の前提

- (1) 「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～ (p4)
- (2) 「東京都北区洪水ハザードマップ」～新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合～ (p5)
- (3) 内水氾濫の対応 (p5) 参照

(3) 浸水想定区域における避難体制確保

担当	危機管理室／地域振興部／福祉部／北区保健所／土木部／教育振興部／子ども未来部
----	--

1. 水防法により定める事項

水防法により、浸水想定区域について、次に掲げる3つの事項について定める。

(1) 洪水予報等の伝達方法

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
11 気象情報等 (p29) 参照
- 風水害対策編 第2部 災害予防
第2章 都市施設対策
4 地下空間への浸水被害対策 (p51) 参照
- 風水害対策編 第2部 災害予防
第6章 地域防災力向上
4 避難行動要支援者の支援 (p63) 参照

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定 (p53) 参照
- 風水害対策編 第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策
【集中豪雨等都市型水害時における避難】 (p111) 参照
【荒川氾濫時における避難】 (p112) 参照

(3) 避難訓練の実施に関する項目

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第5章 区職員の防災力向上 (p59) 参照

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。ただし、ウに掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限る。

- ア 地下街等
- イ 要配慮者利用施設
- ウ 大規模な工場その他の施設

区は、上記アの地下街等（水防法第15条第1項第4号イ）、イの要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号ロ）の範囲を定義するとともに、区内の当該施設等を精査、選定し、該当する所有者、管理者等と協議のうえ、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を記載し、必要な対策を講じる。

名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2. 水防法に基づく地下街等の指定の考え方

- (1) 浸水想定区域内（荒川が氾濫した場合）に立地している地下街等を指定する。
- (2) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）
- (3) 区は、指定した地下街等について、地域防災計画において以下の項目を定める。

ア 施設名称

イ 施設所在地

- (4) 具体的な地下街等の範囲及び指定施設は、地域防災計画の資料編に定める。

※水防法に基づき指定する地下街等【資料編p659参照】

3. 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の指定の考え方

- (1) 土砂災害警戒区域内に立地しているまたは浸水想定区域内（荒川が氾濫した場合）に立地している「要配慮者利用施設」を指定する。
- (2) 区における要配慮者利用施設は、概ね以下のとおりとする。

ア 区が指定する具体的な施設種類

【社会福祉施設】 老人福祉施設等、障害者支援施設、児童福祉施設など

【学 校】 小学校、中学校、幼稚園、認定こども園など

【医 療 施 設】 病院、診療所（有床に限る）

イ その他、区長が必要と認める施設

- (3) 区は、指定した要配慮者利用施設について、地域防災計画において以下の項目を定める。

ア 施設名称

イ 施設所在地

- (4) 具体的な要配慮者利用施設は、地域防災計画の資料編に定める。

※水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧

【資料編p660参照】

11 気象情報等

注意報・警報・特別警報をはじめ、河川や土砂に関して発表される主な情報の種類とその内容を次に示す。

種類	発表	説明
特別警報	気象庁	<p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。</p> <p>→詳細は (1) 注意報・警報・特別警報に記載</p>
警報	気象庁	<p>重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。</p> <p>→詳細は (1) 注意報・警報・特別警報に記載</p>
注意報	気象庁	<p>災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。</p> <p>→詳細は (1) 注意報・警報・特別警報に記載</p>
洪水予報	国土交通省 又は都道府県 と気象庁	<p>水防法(10条2項)に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報。</p> <p>→詳細は (2) 洪水予報(荒川・入間川流域、石神井川)に記載</p>
水位周知 河川情報	東京都 (又は国土交通省)	<p>水位周知河川に対して発表される。水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を都民に提供する河川を指す。</p>
水防警報	河川管理者	<p>水防法(16条1及び2項)に基づき河川管理者が洪水時の河川水位の状態により発表する警報のこと。その区間およびその区間を代表する水防警報基準点とを定めて、水位等の状況に応じて発表される。</p> <p>→詳細は (4) 水防警報に記載</p>
土砂災害 警戒情報	都道府県と 各地の气象台	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。</p> <p>→詳細は (5) 土砂災害警戒情報に記載</p>

(1) 特別警報・警報・注意報

担当	気象庁
----	-----

気象庁が発表する情報のうち、特別警報・警報・注意報の種類と発表基準は以下のとおり。

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

令和5(2023)年6月8日

分類	種類	区分	概要
特別 警報	大雨 特別警報		大雨に関する特別警報。
		備考	基準：特別警報の基準による。 (大雨特別警報、警報、注意報共通) a)大雨が原因となる地面現象又は浸水によって、災害が起こるおそれのある場合は、それぞれ、地面現象警報又は浸水警報等の警報事項等を含める。 b)表面雨量指数が警報基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。 c)更に、特別警報の基準に到達することが予想される場合には、それぞれ、「大雨特別警報(浸水害)」、「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。 なお、大雨特別警報は、危険度分布の技術を活用し、危険度が著しく高まっている市町村等に対して発表している。
	暴風 特別警報		暴風に関する特別警報。
		備考	運用基準：特別警報の基準による。
	高潮 特別警報		台風等による海面の異常上昇に関する特別警報。
		備考	(高潮特別警報、警報、注意報共通) 高潮災害には、海岸付近の低い土地の浸水のほか、防潮堤・港湾施設などの損壊、船舶などの流出などがある。「異常潮位」「副振動」によるものを含む。
	暴風雪 特別警報		暴風雪に関する特別警報。
		備考	a)運用基準：特別警報の基準による。 b)暴風特別警報の警報事項も含む。
	大雪 特別警報		大雪に関する特別警報。
		備考	運用基準：特別警報の基準による。

分類	種類	区分	概要
警報	大雨警報		大雨に関する警報。
		備考	「大雨特別警報」の備考欄参照。
	洪水警報		洪水に関する警報。
		備考	(洪水警報、注意報共通) a)大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために、河川の堤防・ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。 b) 高潮によって河口付近の河川の水が増し、災害が起こるおそれがある場合は、洪水警報・注意報ではなく高潮の警報等により警戒等呼びかける。
	暴風警報		暴風に関する警報。
		備考	運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。
	高潮警報		台風等による海面の異常上昇に関する警報。
		備考	「高潮特別警報」の備考欄参照。
	暴風雪警報		暴風雪に関する警報。
		備考	a)運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b)暴風警報の警報事項も含む。
大雪警報		大雪に関する警報。	
注意報	大雨注意報		大雨に関する注意報。
		備考	「大雨特別警報」の備考欄参照。
	洪水注意報		洪水に関する注意報。
		備考	「洪水警報」の備考欄参照。
	強風注意報		強風に関する注意報。
		備考	運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。
	高潮注意報		台風等による海面の異常上昇に関する注意報。
		備考	「高潮特別警報」の備考欄参照。
	風雪注意報		風雪に関する注意報。
		備考	a)運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b)強風注意報の注意報事項も含む。
大雪注意報		大雪に関する注意報。	
雷注意報		雷に関する注意報。	
	備考	運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。	

第2部 災害予防
第1章 水害予防対策

分類	種類	区分	概要
注意報	乾燥 注意報		空気の乾燥に関する注意報。
		備考	運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。
	濃霧 注意報		濃霧に関する注意報。
		備考	運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。
	霜 注意報		霜に関する注意報。
		備考	運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。
	低温 注意報		低温に関する注意報。
		備考	運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。
	着雪 注意報		着雪に関する注意報。
		備考	運用基準：着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。
	着氷 注意報		着氷に関する注意報。
		備考	運用基準：着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。
備考		a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。	

② 北区の特別警報・警報・注意報の発表基準

令和5(2023)年6月8日現在

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数 ^{*1} : 21以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{*2} : 140以上
	洪水警報	流域雨量指数基準 ^{*3} : 隅田川流域46.4以上、新河岸川流域46.3以上 複合基準 : 石神井川流域 : 表面雨量指数10以上かつ流域雨量指数16.7以上 新河岸川流域 : 表面雨量指数 : 14以上かつ流域雨量指数39.5以上 隅田川流域 : 表面雨量指数 : 18以上かつ流域雨量指数31以上 指定河川洪水予報による基準 : 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]、石神井川 [向台・稻荷橋・加賀橋・溝田橋]
	暴風警報	平均風速 : 25m/s以上
	高潮警報	東京湾平均海面 (T.P.) 上4.0m以上 (東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(3.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある)
	暴風雪警報	平均風速 : 25m/s以上で雪を伴う
	大雪警報	降雪の深さ : 12時間降雪の深さ10cm以上
注意報	大雨注意報	(浸水害) 表面雨量指数基準 ^{*1} : 11以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{*2} : 119以上
	洪水注意報	流域雨量指数基準 ^{*3} : 隅田川流域37.1以上、新河岸川流域37以上、石神井川流域14.8以上 複合基準 : 石神井川流域 : 表面雨量指数10以上かつ流域雨量指数11.8以上 新河岸川流域 : 表面雨量指数12以上かつ流域雨量指数35.6以上 隅田川流域 : 表面雨量指数10以上かつ流域雨量指数20以上 指定河川洪水予報による基準 : 荒川[岩淵水門(上)]

第2部 災害予防
第1章 水害予防対策

	種類	発表基準
注意報	強風注意報	平均風速：13m/s以上
	高潮注意報	東京湾平均海面（T.P.）上2.0m以上
	風雪注意報	平均風速：13m/s以上で雪を伴う
	大雪注意報	降雪の深さ：12時間降雪の深さ5cm以上
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度25%以下で実効湿度50%以下
	濃霧注意報	視程：100m以下
	霜注意報	晩霜期：最低気温2℃以下
	低温注意報	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下
	着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
	着氷注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
	なだれ注意報	※4
融雪注意報	※4	

※1 表面雨量指数：降った雨がどれだけ地表面に溜まっているかを推定した指数で浸水害の危険性を判断するために用いられている。

※2 土壌雨量指数：降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いられている。

※3 流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。

※4 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない

(2) 洪水予報河川（荒川・入間川流域）

担当	危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所／国土交通省荒川上流河川事務所
----	--

① 洪水予報の種類と発表基準

国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。北区に關係する洪水予報には、荒川・入間川流域洪水予報がある。都及び水防管理団体（北区）は洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。（法第10条第2項、法第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
(〇〇川) 氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね6時間後までに氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
(〇〇川) 氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
(〇〇川) 氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

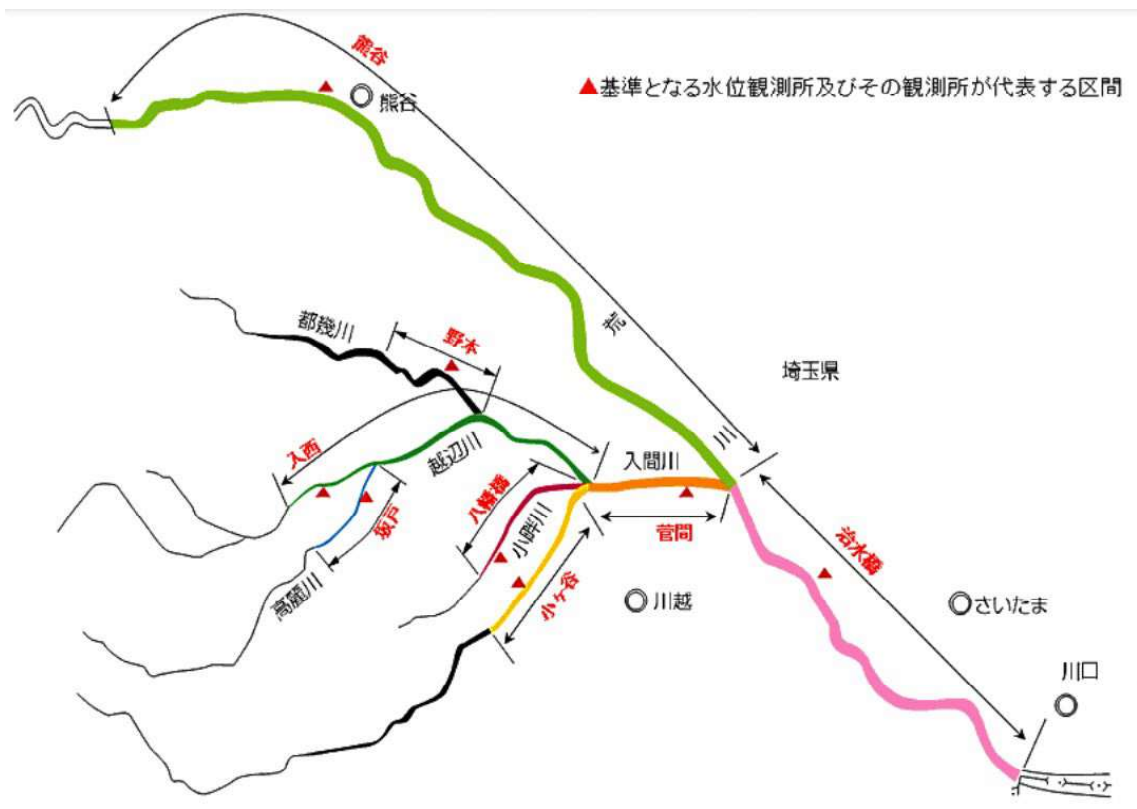
※(〇〇川)には、荒川又は入間川流域が入る

【荒川洪水予報実施区域図】



出典：国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

【入間川流域洪水予報実施区域図】



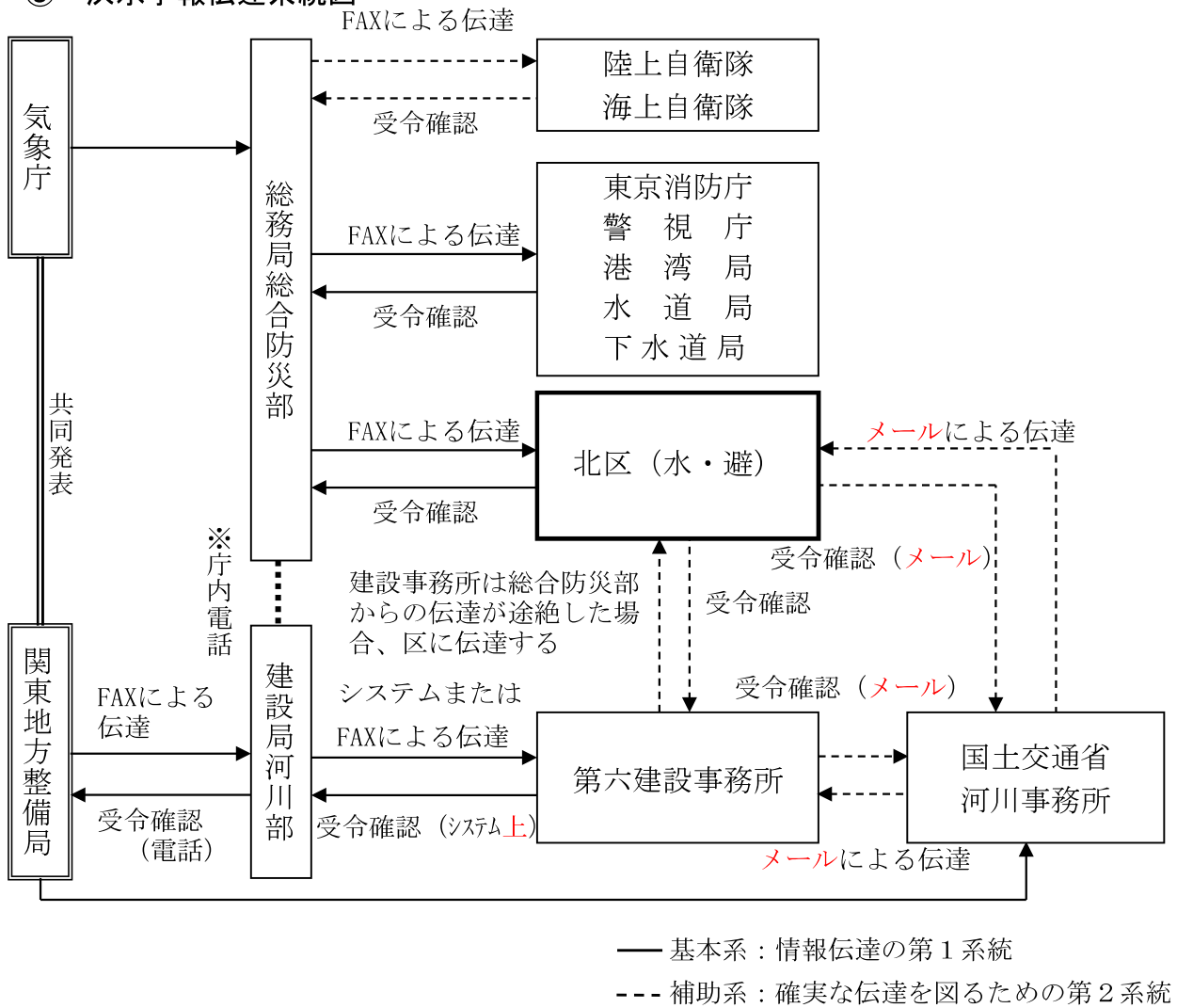
出典：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

② 洪水予報にかかわる設定水位

令和5(2023)年4月現在

予報 区域名	河川及び区域	基準 地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高水位
荒川 洪水 予報	荒川（旧川を除く） 左岸：埼玉県深谷市から海まで 右岸：埼玉県から海まで	熊谷	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m	7.507m
		治水橋	7.0m	7.5m	12.2m	12.7m	14.599m
		岩淵水門 （上）	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m
入間川 流域 洪水 予報	入間川 左岸：埼玉県川越市から荒川へ の合流点まで 右岸：埼玉県川越市から荒川へ の合流点まで	小ヶ谷	2.0m	2.5m	2.9m	3.3m	5.003m
		菅間	7.0m	8.0m	11.5m	12.0m	12.641m
	越辺川 左岸：埼玉県比企郡鳩山町から 入間川への合流点まで 右岸：埼玉県入間郡毛呂山町か ら入間川への合流点まで	入西	2.0m	3.0m	3.0m	3.2m	4.0m
		八幡橋	3.0m	3.5m	3.6m	4.2m	5.4m
	都幾川 左岸：埼玉県東松山市から越辺 川への合流点まで 右岸：埼玉県東松山市から越辺 川への合流点まで	野本	2.0m	3.5m	3.7m	4.1m	5.8m
		坂戸	1.0m	1.5m	2.8m	3.4m	4.1m
高麗川 左岸：埼玉県坂戸市から越辺川 への合流点まで 右岸：埼玉県坂戸市から越辺川 への合流点まで	坂戸	1.0m	1.5m	2.8m	3.4m	4.1m	

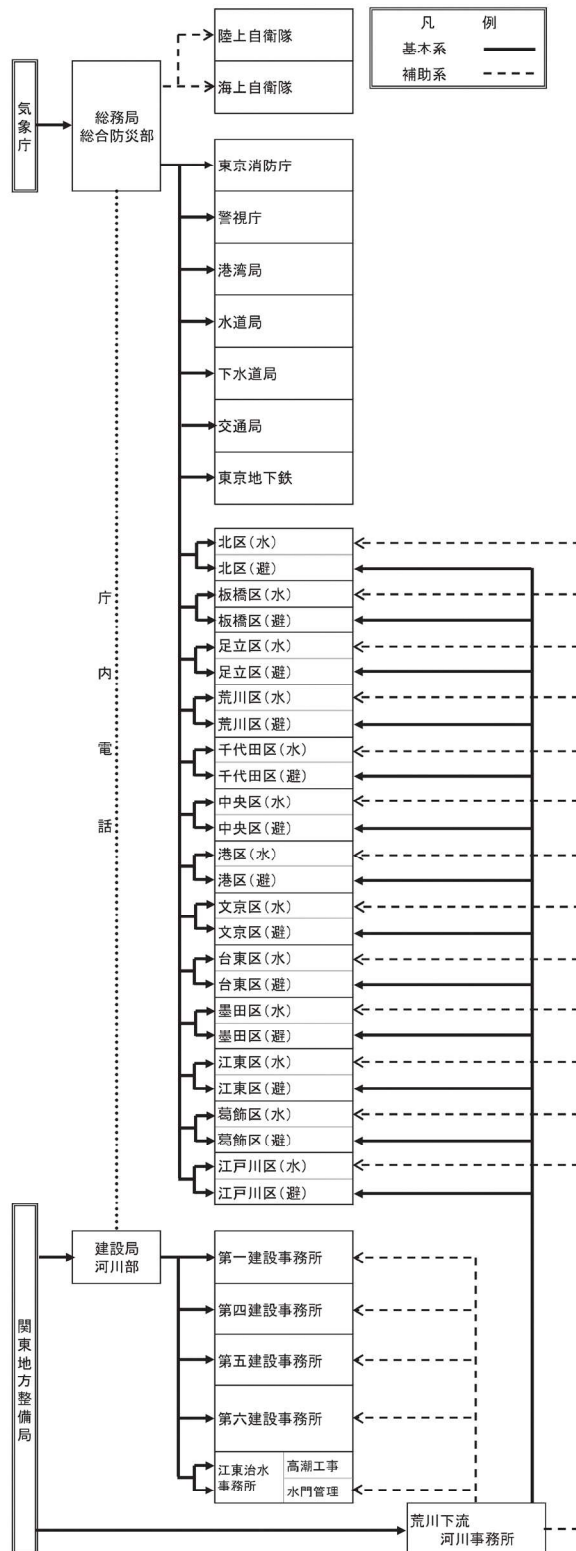
③ 洪水予報伝達系統図



※ (水)：水防担当部署／(避)：避難指示等発令担当部署

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達。

●荒川洪水予報

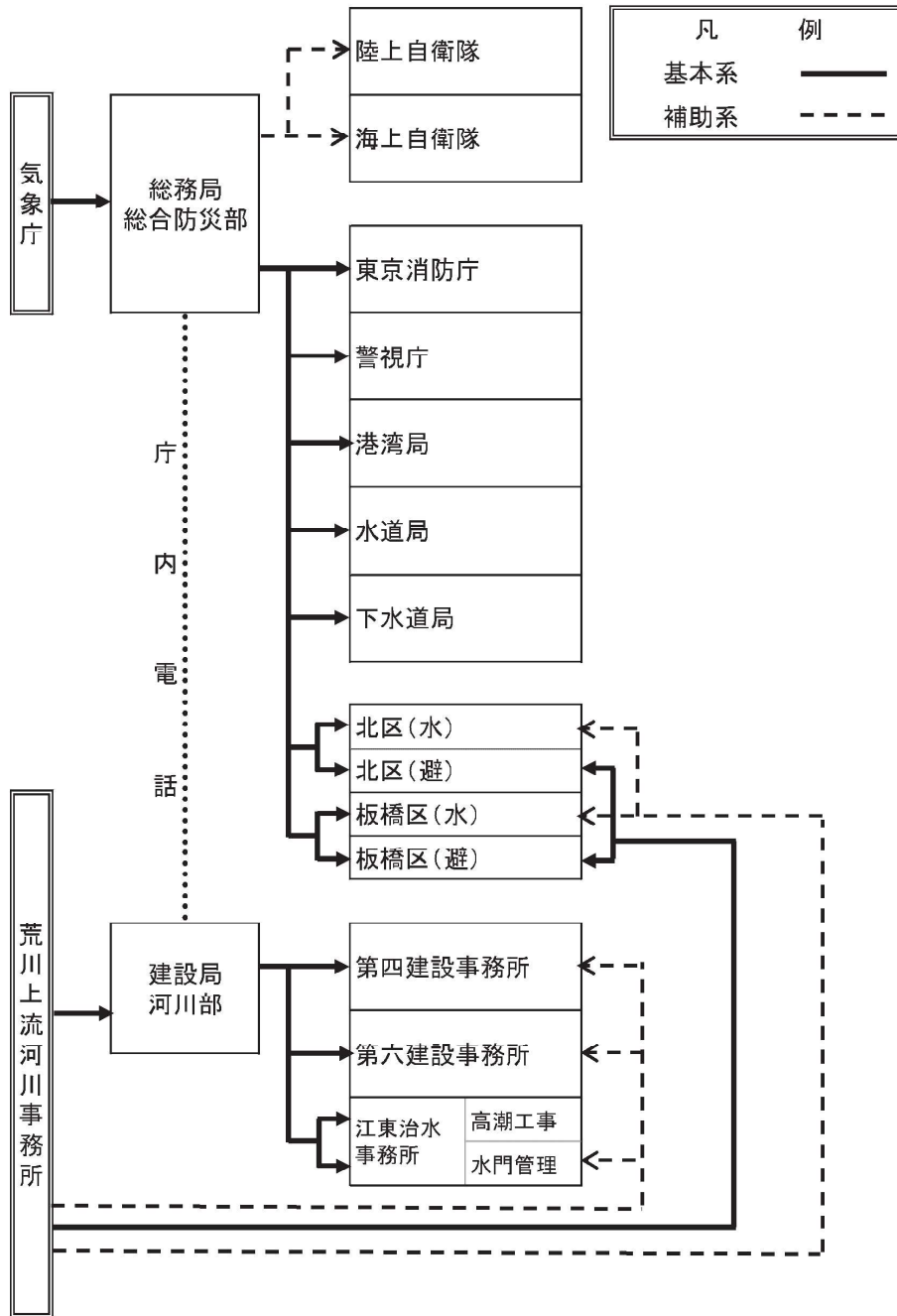


※ (水) : 水防担当部署 / (避) : 避難指示等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により区に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達。

●入間川流域洪水予報



- ※ (水) : 水防担当部署 / (避) : 避難指示等発令担当部署
- ★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により区に情報伝達する。
- ★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達

入間川の洪水予報は、入間川のほか、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川の情報を含む入間川流域洪水予報として発表される。このうち、氾濫により都内に浸水が想定される河川は入間川のみである。

(3) 洪水予報河川(石神井川)

担当 | 危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

① 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報河川とは、国土交通大臣が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、都と気象庁が指定した河川である。洪水のおそれがあると認められるときは、都は気象庁長官と共同して東京都の水防計画で定める水防管理者（北区）等に通知しなければならない。

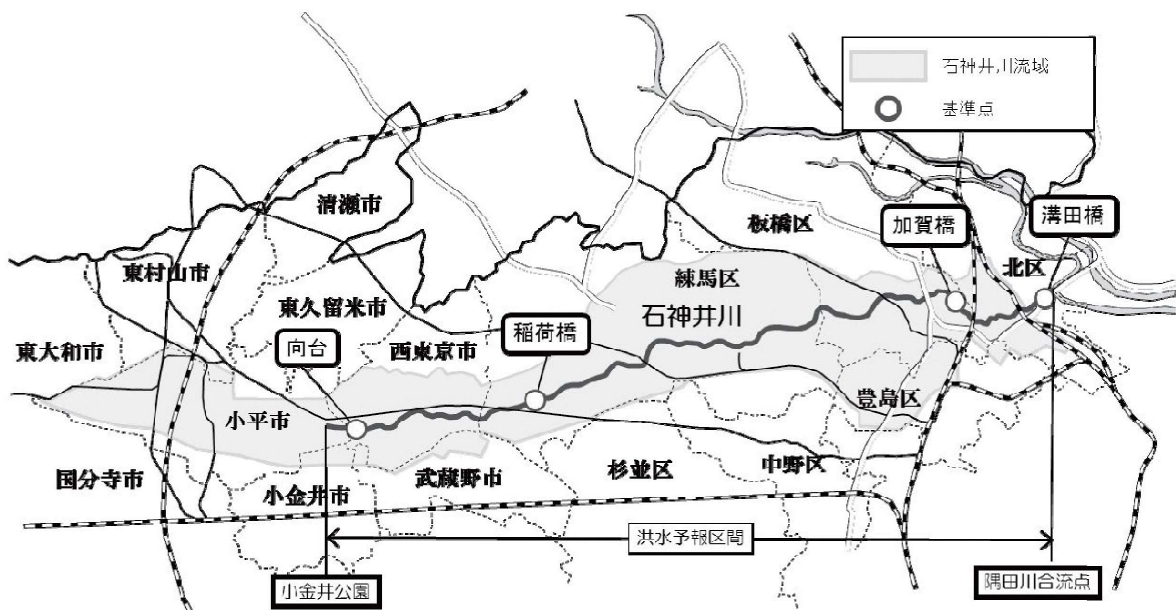
北区では、石神井川が令和4(2022)年度に水位周知河川より変更され洪水予報河川に指定された。なお、基準地点である溝田橋には、継続して東京都第六建設事務所の水位監視装置が溝田橋上流右岸に設置されている。

※水位上昇時における各河川（北区内）の設定水位【資料編p656参照】

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
(石神井川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する
(石神井川) 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

【石神井川基準地点位置図】



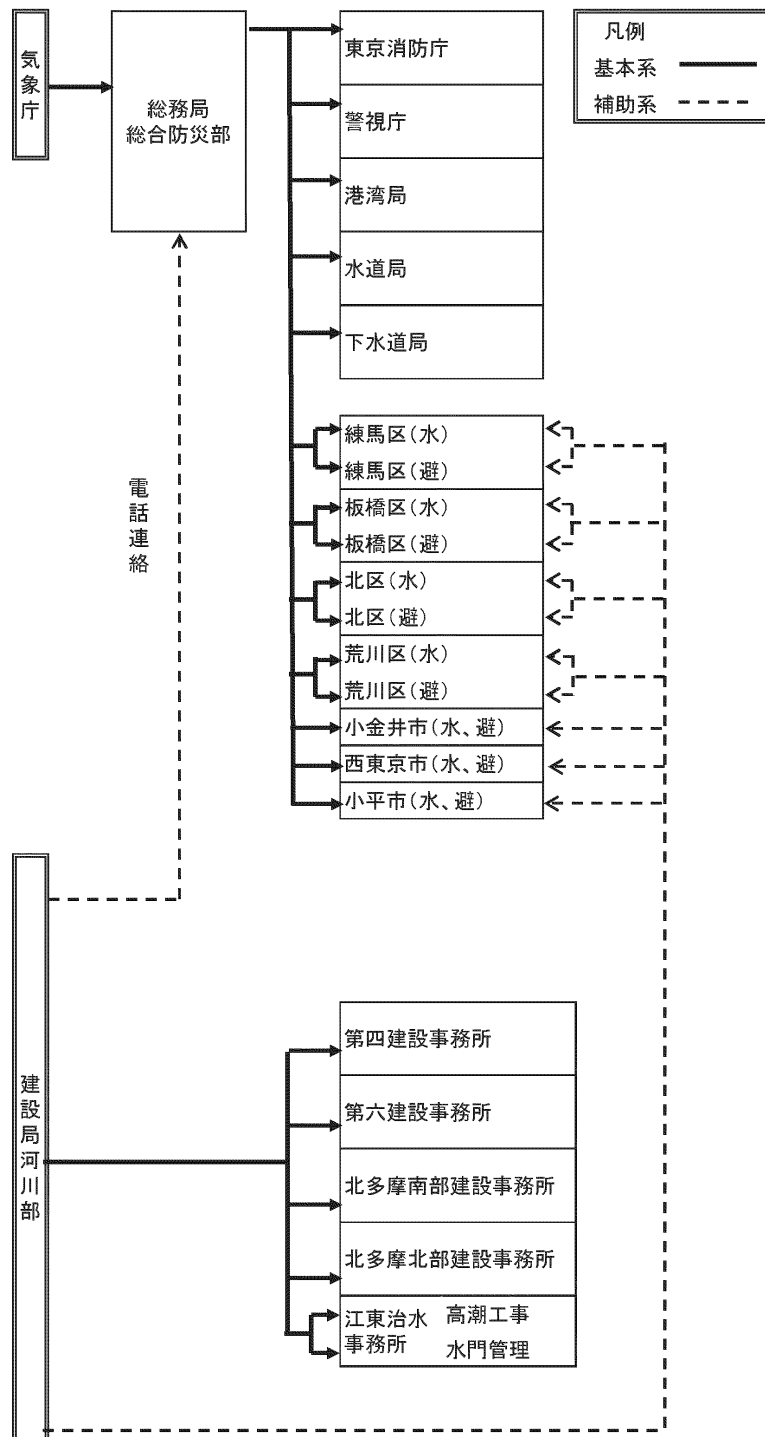
出典：東京都水防計画（令和4年度）

② 洪水予報にかかわる設定水位(都管理)

予報 区域名	河川及び区域	基準 地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	氾濫発生水位
石神 井川 洪水 予報	石神井川 左岸：小平市花小金井南町から 隅田川への合流点まで 右岸：小平市花小金井南町から 隅田川への合流点まで	向台	—	—	58.64m	59.12m
		稲荷橋	—	—	46.78 m	47.51m
		加賀橋	—	—	14.50 m	16.50m
		溝田橋	—	—	4.70m	5.42m

③ 洪水予報河川伝達系統図

●石神井川洪水予報



※ (水) : 水防担当部署 / (避) : 避難指示等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により区に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民にも伝達

(4) 水防警報

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

① 水防警報の種類と発表基準

水防警報は、河川管理者から発表される水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（北区）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努めるものとする。

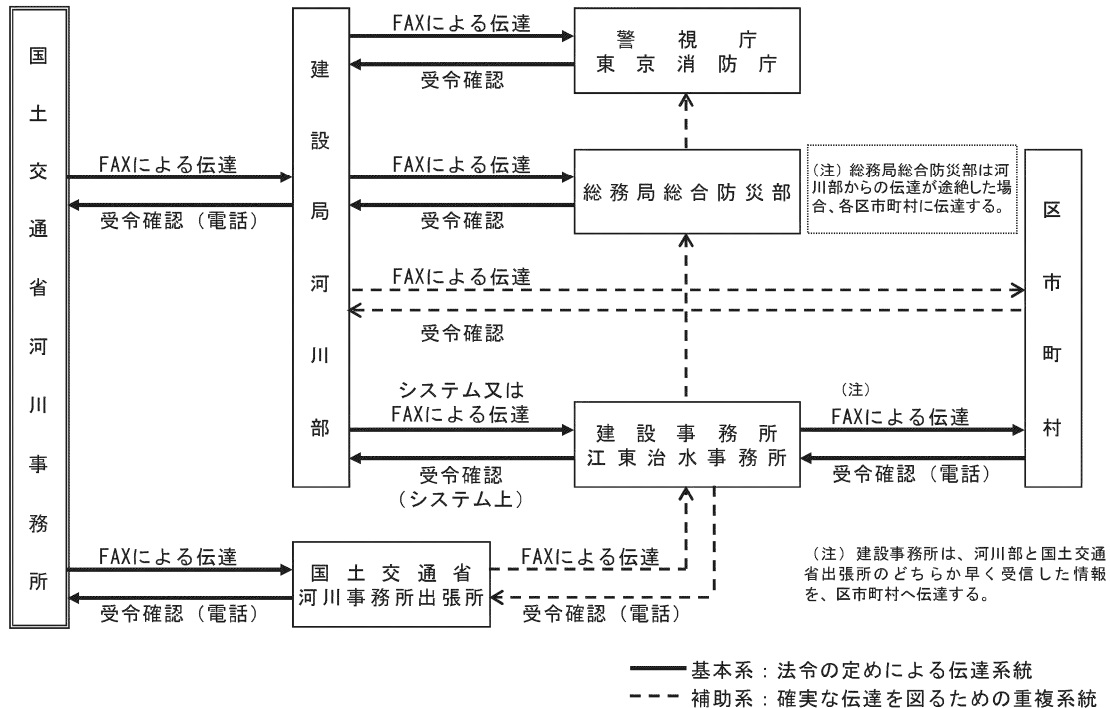
水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき 水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下ったとき 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合、上記に準じて水防警報を発表する。

② 荒川水防警報伝達系統図

水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次の図のとおりである。



(5) 土砂災害警戒情報

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／都建設局／都総務局
----	----------------------------

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都建設局は、これに基づき、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20(2001)年2月に運用を開始した。

① 土砂災害警戒情報(以下、「情報」という)の目的

大雨警報が発表され、さらに土砂災害発生危険度が高まった場合に、東京都と気象庁が共同で発表する防災情報で、区長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

② 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- (1) 大雨警報の発表中に発表する（解除情報もある）。

- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊とする）。
- (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

③ 情報の伝達

- (1) 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。
- (2) 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災行政無線FAX及び東京都災害情報システム(DIS)を利用し伝達するとともに、住民へ周知する。

④ 区への対応

情報を受けた区は、速やかに区民へ伝達する。防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の情報伝達手段を複数組み合わせるとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、プッシュ型の情報伝達を補完する。

「土砂災害時における避難指示等の発令基準」【風水害対策編 第3部 災害応急・復旧 第5章 避難対策（p112）】に従い、本情報の発表状況及び気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」を総合的に判断し、土砂災害警戒区域に対し避難指示等を発令する。

※ プッシュ型：受信者の状況に関わらず情報を伝達できる

※ プル型：受信者がアクションを行わないと情報を閲覧できない

12 荒川下流タイムライン(拡大試行版)に沿った防災行動計画

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／都総務局／都建設局／都交通局／警視庁／東京消防庁／東京管区気象台／国土交通省荒川下流河川事務所／東京国道事務所／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／埼玉高速鉄道(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東日本電信電話(株)
----	--

(1) タイムライン(事前防災行動計画)の目的・位置づけ

タイムラインとは、台風来襲等による水災害に対応する防災行動、とりわけ標準的に行われる全体及び各機関の防災行動を、行動や準備に要する時間等も考慮してあらかじめ時系列的に整理しておくことにより、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目指す計画である。

(2) 荒川下流タイムライン(拡大試行版)

北区は、国土交通省荒川下流河川事務所が策定した荒川下流タイムライン(拡大版)を運用している。同タイムラインは、平成19(2007)年9月台風第9号の降雨を想定最大規模に引き伸ばした降雨によってもたらされる荒川本川の堤防の決壊による水災害を対象とし、その水災害の進行を1つのシナリオとして、荒川下流部にどのような事態が発生するかを共有したうえで、各参画機関がそれぞれで必要とあらかじめ決定している防災行動項目を、時系列的に整理し、とりまとめたものである。

① 時系列の設定

荒川下流タイムライン(拡大試行版)の設定をもとに、災害事象のレベルの進行を次ページの表の通り「0」～「5」まで設定する。

② 災害事象レベル別の防災行動

具体的な災害事象レベル別の防災行動は、資料編に記載する。

※荒川下流タイムライン拡大施行版【資料編 p677 参照】

第2部 災害予防
第1章 水害予防対策

災害事象のレベル	時間帯 (荒川破堤 までの時間)	水位の状況	水防警報・ 洪水予報等	気象の状況
0	—	平常		—
1-1	120~30 時間前	平常		台風が発生 大雨洪水注意 報
1-2	30~11 時間前	水防団待機水位(岩淵(上)) 氾濫注意水位(熊谷) 氾濫注意水位(治水橋)	水防警報(待機・準 備)(岩淵) 氾濫注意情報(熊谷) 氾濫注意情報(治水 橋)	大雨洪水警報 暴風波浪警報 記録的短時間 大雨情報(埼 玉県内)
2	11~4 時間前	氾濫注意水位(岩淵水門 (上)) 避難判断水位(熊谷) 氾濫危険水位(熊谷) 岩淵水門(上)の水位が避難 判断水位に達すると予想 避難判断水位(治水橋)	氾濫注意情報(岩淵) 水防警報(出動)(岩 淵) 氾濫警戒情報(熊谷) 氾濫危険情報(熊谷) 氾濫警戒情報(治水 橋)	記録的短時間 大雨情報(東 京) 大雨特別警報
3	3時間前	避難判断水位(岩淵水門 (上)) 氾濫危険水位(治水橋)	氾濫警戒情報(岩淵) 氾濫危険情報(治水 橋)	

第2章 都市施設対策

1 電気

担当	東京電力パワーグリッド(株)
----	----------------

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備に関する技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

施設名	設計基準ならびに予防措置	
変電設備	<p>最高潮位 A P +4.7mを想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものにしてている。</p> <p>浸・冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な個所では屋内機器の嵩上げを実施する。</p> <p>また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組合せを実施する。</p>	
送電設備	架空線	<p>鉄塔及び電線強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものにしてている。</p> <p>土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。</p>
	地中線	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
配電設備	<p>支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るように設計している。</p> <p>浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器の嵩上げ等による防水対策を実施する。</p>	
通信設備	<p>無線のアンテナの支持物に対する強度は、電気設備技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。</p> <p>通信設備及び予備電源装置は、水没しない個所に施設することを原則としている。</p> <p>浸・冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。</p>	

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】 7 電気・ガス・通信等 7-1 電気施設の安全化 (p138) 参照

2 電話

担当	東日本電信電話(株)
----	------------

洪水に対する緊急防護設備の確保として、防火扉、防水壁、防水栓、土のう、ビニールシート及び排水装置（排水ポンプ等）の点検整備をする。

→ その他の水防活動に含まれる計画内容について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】7 電気・ガス・通信等 7-3 通信施設の安全化 (p141) 参照

3 交通

担当	都交通局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)
----	--------------------------

(1) 都営交通施設

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による水害の発生するおそれのある場合には、その災害に対する未然防止策を図るとともに、災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 1. 都営交通施設 (p129) 参照

(2) 東日本旅客鉄道(株)施設

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 2. 東日本旅客鉄道(株)施設 (p129) 参照

(3) 東京地下鉄(株)施設

東京地下鉄(株)における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 3. 東京地下鉄(株)施設 (p131) 参照

4 地下空間への浸水被害対策

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／東京地下鉄㈱
----	-------------------------

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

① 適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害に脆弱な施設を対象に、止水板の設置方法や水のうによる簡易水防工法の例など、具体的な対策内容を示した、「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」により、都及び関係機関と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

② 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

(2) 普及啓発

都と区は共に協力・連携して、情報の提供や周知、啓発、地下空間への規制や浸水対象の誘導のための仕組みづくりとしての避難等危機管理体制確立に向けた支援等、家づくり・まちづくり対策に積極的に取り組み、これらを一層強化する。

(3) 地下空間管理者による情報判断

- ① 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。
- ② 地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

5 下水道施設に関する情報共有

担当	危機管理室／土木部／都下水道局
----	-----------------

(1) 降雨情報システム「東京アメッシュ」、幹線水位情報の提供

- ① 東京都下水道局では、気象情報を迅速に把握し、ポンプの運転管理に活用することを目的として、降雨情報システムを導入しており、「東京アメッシュ」として降雨情報をインターネットで配信している。また、平成29(2017)年4月からは、「東京アメッシュ」スマートフォン版の配信を開始した。
アドレス <http://tokyo-ame.jwa.or.jp/index.html>
- ② 区民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。なお、スマートフォンはより操作しやすく、より画面を見やすくし、GPS機能による現在地表示と希望する2地点の登録が

可能となっている。

- ③ 都は、下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援している。

(2) 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

① 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

都は、区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により区民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)

都は、道路雨水ますの機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

都は、浸水対策強化月間の取組として、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による避難体験、水再生センターの見学会など区民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ 見学会や出前授業等の開催

都は、現場見学会(幹線工事など)を開催し、区民へ雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

オ 都は、区等に、樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。

また、浸水に対する予防措置を図るため、区と連携して地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

加えて、都は、区等と樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定

1 風水害時の避難体制の整備

担当	危機管理室／福祉部
----	-----------

区は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、高齢者や障害者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対しては、荒川氾濫のおそれがある場合に「要支援者避難開始」を伝達する等、早めの段階で避難行動を開始することを求めることとする。また、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、高齢者等に自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

上記を踏まえて、区は、避難体制の整備を進めていく。

避難体制の整備

- ① 区は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ② 避難行動要支援者等の避難タイミングとして限定的に発表する「要支援者避難開始」や避難に時間のかかる高齢者等の避難タイミングである「高齢者等避難」等の各種避難情報の違いの理解促進を図る。
- ③ 要支援者避難開始、高齢者等避難、避難指示を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- ④ 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- ⑤ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、区は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ⑥ 区は、避難指示の発令の際には、避難場所等を開放していることが望ましい。しかしながら、局地的かつ短時間の豪雨など、避難のためのリードタイムが少ない場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

2 風水害時の避難場所等

担当 危機管理室／地域振興部／教育振興部

荒川・石神井川の氾濫、土砂災害に備え、自主避難施設、避難場所、避難所、および垂直避難施設を整備する。各施設の位置づけや該当施設等は下表のとおり。

○荒川の氾濫を想定した場合の避難場所等

分類	位置づけ	該当施設	運営	指定
高台水害対応避難場所	川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近の場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受け入れを行う施設	北区立小・中学校等	区職員	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
高台水害対応避難場所(福祉避難室)	避難場所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、要配慮者専用の避難スペース。	北区立小・中学校等	区職員	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
福祉避難所(通所型)	特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害児・者のための避難所	通所施設等	区職員	高台に位置する施設を指定する。
福祉避難所(介護型)	特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所	介護施設等	区職員	高台に位置する施設を指定する。
福祉避難所(補完型)	福祉避難所[通所型]及び[介護型]の定義には該当しない要配慮者で、避難所での生活が困難な方のための避難所	区内ふれあい館等	区職員	高台に位置する施設を指定する。
福祉避難所(準補完型)	要配慮者利用施設としての機能を備えていない、要配慮者利用施設の避難確保計画の対象者の受入を目的とする避難所	北区立小・中学校等	区職員	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅等*	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。

○石神井川の氾濫・土砂災害を想定した避難場所等

分類	位置づけ	該当施設	運営	指定
水害対応避難場所	石神井川の氾濫や土砂災害の発生が予想される場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受け入れを行う施設	北区立小・中学校等	区職員	北区洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。

○避難所

分類	位置づけ	該当施設	運営	指定	
				石神井川の氾濫・土砂災害 (台風・集中豪雨・線状降水帯)	荒川の氾濫 (超大型台風)
避難所	発災後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校等	避難所を指定する自主防災組織施設管理者及び区職員	石神井川の氾濫による浸水および土砂災害の影響を受けない学校	高台の小・中学校

【北区が開設する避難場所】

令和4（2022）年4月現在、④荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所、⑤石神井川の氾濫および土砂災害（がけ崩れ）を想定した水害対応避難場所は、以下の通りである。

④荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所

	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
4	梅木小学校	西が丘2-21-15
5	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
6	王子第三小学校	上十条5-2-3
7	王子第五小学校	上十条2-18-17
8	旧富士見中学校	上十条3-1-25
9	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
10	東京国際フランス学園	滝野川5-44-15
11	谷端小学校	滝野川7-12-17
12	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
13	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
14	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
15	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
16	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
17	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
18	田端小学校	田端5-4-1
19	旧田端中学校	<u>田端6-9-1</u>

第2部 災害予防
 第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定

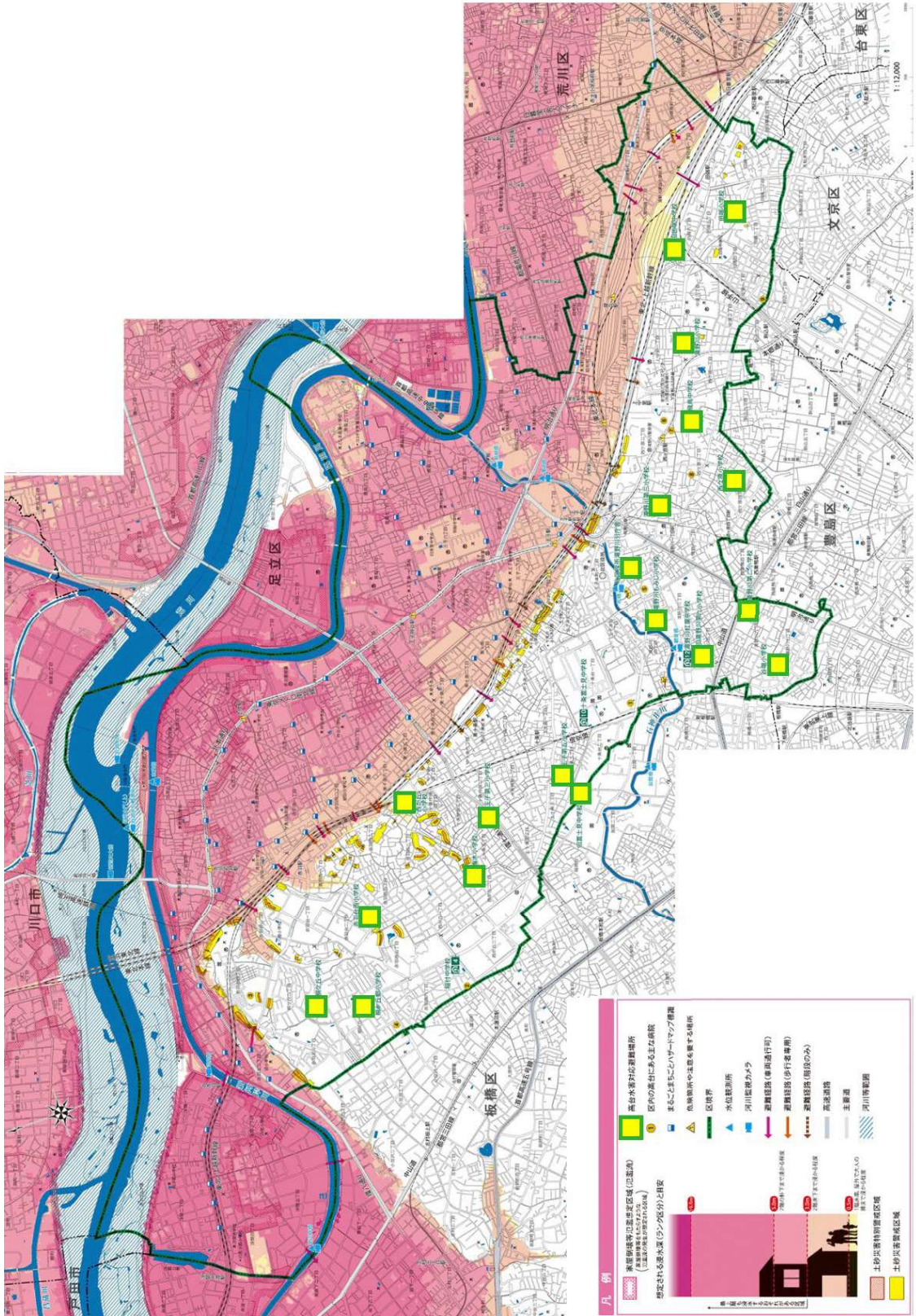
⑨石神井川の氾濫および土砂災害（がけ崩れ）を想定した水害対応避難場所

	施設名	所在地
1	堀船小学校 ※	堀船2-11-9
2	柳田小学校 ※	北区豊島2-11-20
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
4	第四岩淵小学校 ※	赤羽3-24-23
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	袋小学校 ※	赤羽北2-15-3
7	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
8	西が丘小学校	十条仲原4-5-17
9	田端小学校	田端5-4-1
10	十条台ふれあい館	中十条1-2-18
11	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
12	北区防災センター	西ヶ原2-1-6

※ 荒川氾濫時には浸水が想定される区域にあるため、荒川氾濫を想定した「高台水害対応避難場所」としては開設しない。

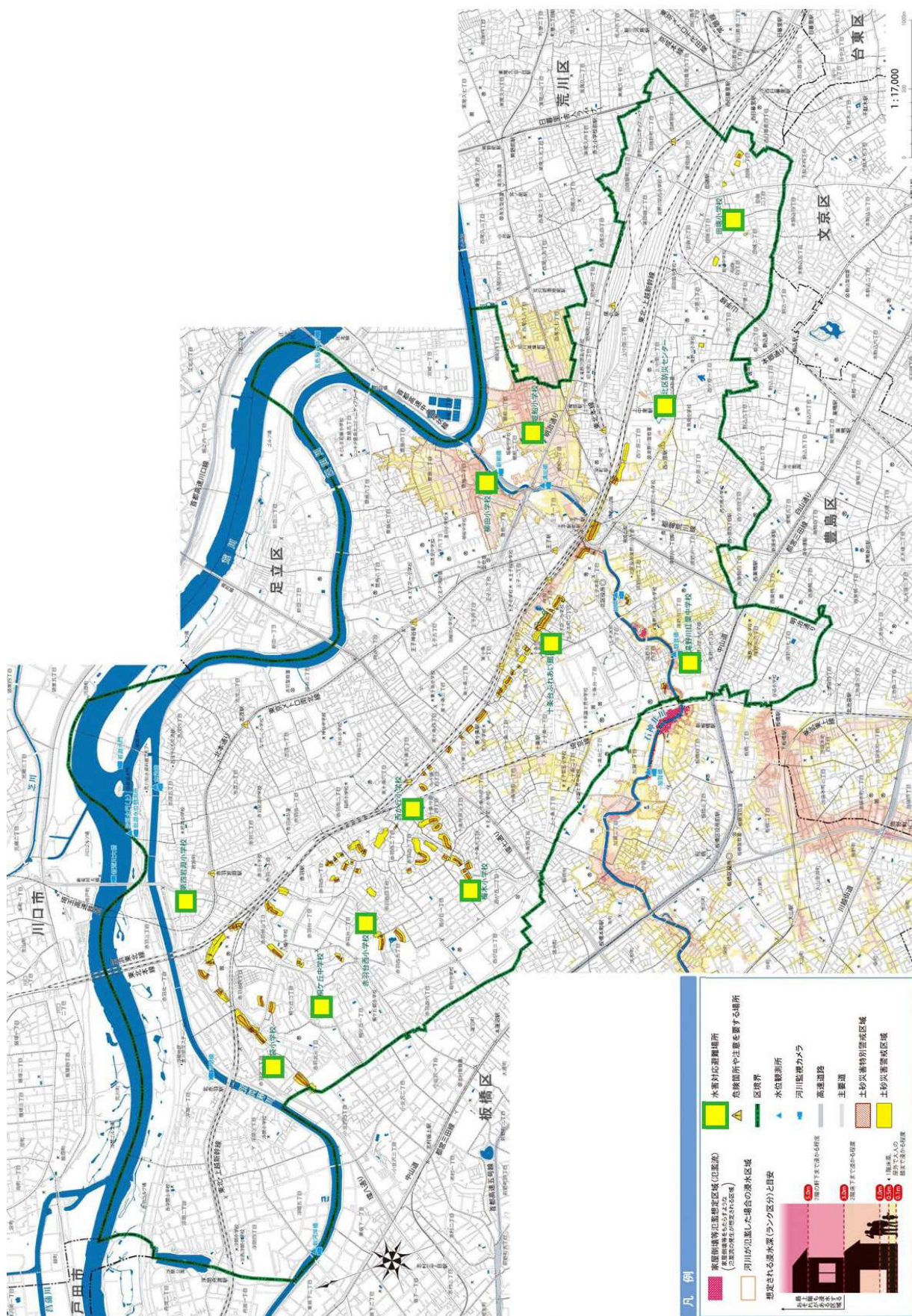
【避難場所の所在地】

④ 荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所



第2部 災害予防
 第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定

⑨石神井川の氾濫および土砂災害（がけ崩れ）を想定した水害対応避難場所



福祉避難所は以下のとおり指定する。

【福祉避難所（大規模水害時）一覧（R5(2023)年4月時点）】

No	施設名	住所	分類	備考
1	障害者福祉センター	北区中十条 1-2-18	通所型	
2	若葉福祉園	北区赤羽西 6-9-2	通所型	
3	赤羽西福祉工房	北区赤羽西 5-7-1	通所型	
4	赤羽西福祉作業所	北区赤羽西 5-7-5	通所型	
5	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	北区西ヶ原 4-51-1	通所型	
6	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘	北区中十条 4-16-32	介護型	大規模改修中 仮移転先：北区 浮間 3-11-26
7	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	北区桐ヶ丘 1-16-26	介護型	
8	特別養護老人ホームウエルガーデン 西が丘園	北区西が丘 3-16-27	介護型	
9	特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	北区西ヶ原 4-51-1	介護型	
10	特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	北区赤羽北 3-6-10	介護型	
11	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	北区滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター3階	介護型	
12	桐ヶ丘ふれあい館	北区桐ヶ丘 2-7-43	補完型	
13	島下ふれあい館	北区赤羽西 6-10-12	補完型	
14	稲付ふれあい館	北区赤羽西 3-19-5	補完型	
15	西が丘ふれあい館	北区西が丘 1-47-15	補完型	
16	上十条ふれあい館	北区上十条 3-3-9	補完型	
17	十条台ふれあい館	北区中十条 1-2-18	補完型	
18	田端ふれあい館	北区田端 3-16-2	補完型	
19	滝野川東ふれあい館	北区滝野川 1-46-7	補完型	
20	滝野川西ふれあい館	北区滝野川 6-21-25	補完型	
21	滝野川老人いこいの家	北区滝野川 1-46-7 滝野川東区民センター2階	補完型	
22	田端児童館	北区田端 3-24-14	補完型	
23	桐ヶ丘児童館	北区桐ヶ丘 1-16-27-102	補完型	
24	西が丘児童館	北区西が丘 2-4-1	補完型	
25	都立北特別支援学校	北区十条台 1-1-1	補完型	
26	都立王子特別支援学校	北区十条台 1-8-41	補完型	
27	田端中学校	北区田端 4-17-1	準補完型	
28	十条富士見中学校	北区十条台 1-9-33	準補完型	
29	滝野川紅葉中学校	北区滝野川 5-55-8	準補完型	
30	稲付中学校	北区赤羽西 6-1-4	準補完型	

第4章 物資・輸送対策

1 食料等の確保

担当	危機管理室／福祉部／子ども未来部
----	------------------

備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については、浸水対策を充実・強化する。

備蓄の推進にあたっては、特に妊産婦や乳幼児などの要配慮者や、女性の視点をもつて、充実を図る。

2 飲料水及び生活用水の確保

担当	危機管理室／区民部／総務局（総合防災部）／都水道局北部支所 北営業所
----	------------------------------------

浸水が想定される区域に設置されている災害時給水ステーション（給水拠点）、地下貯水槽、災害時協力井戸、給水車等については、浸水対策を充実・強化する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
2 飲料水及び生活用水の確保（p335）参照

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／福祉部／教育振興部／子ども未来部／都福祉保健局
----	-------------------------------------

浸水が想定される区域に設置されている備蓄倉庫や地域内輸送拠点等については、浸水対策を充実・強化する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備（p337）参照

4 車両・舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部
----	---------

浸水が想定される区域に設置されている区保有車両等については、浸水対策を充実・強化する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
4 車両・舟艇等輸送機関の確保 (p338) 参照

第5章 区職員の防災力向上

1 水防訓練

(1) 方針

担当	区各部／消防署／消防団／各防災関係機関
----	---------------------

水防法に基づき、水防活動に必要な知識及び技術の完全な習熟を目的として、防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施する。

(2) 実施要領

担当	区各部／消防署／消防団／各防災関係機関
----	---------------------

① 訓練項目

- ア 水防工法
- イ 水防知識並びに水防活動に必要な事前教育等
- ウ 部隊編成訓練
- エ 無線通信訓練
- オ 本部運営訓練
- カ. 救助救急訓練
- キ. その他水災時の活動に必要な訓練

② 参加機関

区、消防署、消防団及び防災関係機関

③ 実施時期

原則として、毎年台風シーズン前に実施する。年1回以上実施する。

2 図上演習等の実施

担当	区各部
----	-----

区は、本計画及び「北区水防計画」を用いて、風水害時における本部設置・運営訓練を定期的・継続的に実施し、活動要員等のスキルの向上と、計画の検証・充実を図る。

3 各種マニュアル等の作成

担当	区各部
----	-----

区は、本計画において、内閣府が令和3（2021）年5月に公表し、令和4（2022）年9月に更新した「避難情報に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備した。

北区において、特に対策を講じる必要がある水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫である。

荒川氾濫や台風の接近は、気象情報や水位情報等により事態の進行がある程度予測可能であり、荒川下流域では国土交通省を中心として、北区、板橋区、足立区をモデルエリアとして、平成26（2014）年8月から全国に先駆けて検討を行い、平成27（2015）年5月に全国初の本格的なタイムライン※（試行案）をとりまとめ、運用を開始した。その後も、運用及び机上演習の結果等を踏まえ、検討会やワーキンググループによる検討を行い、平成29（2017）年5月に荒川下流タイムライン（拡大試行版）をとりまとめ、現在も台風の際に運用している。令和3（2021）年度からは流域警戒ステージを導入し、流域全体で災害の進行に応じた防災対応を促すための時期区分の考え方を追加した。これを踏まえ、今後個々のマニュアル等を作成していく際、タイムラインの考え方を生かしていくなど、実行性を重点においた取組みを推進していく。

また、局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫の備えとしては、石神井川の増水・浸水被害の特徴や、氾濫警戒情報が発表された場合の対応及び緊急的な避難行動（堅牢な建物の2階以上避難等）の必要性等について記した、石神井川に特化した水害対策を作成することを検討する。

区各部においては、現状の職員行動マニュアル等について、風水害対応を追記するなどして、見直しを行う。

※ タイムライン：災害が発生することを前提として、災害時に行う防災行動を時系列に沿って整理したもの

第6章 地域防災力向上

1 周知・啓発

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

過去の災害の教訓を踏まえ、区民が災害から自らの命を守るためには、区民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、区は、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを踏まえて、周知・啓発する。

(1) ハザードマップの更新・作成と災害リスクの共有

区は、被害想定の見直しなどの機会にあわせ、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを更新し、区民及び地域と災害リスクの共有を図る。

なお、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、浸水被害等に合わない場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 区民に対する周知・啓発

- ① 区及び各防災関係機関は、ともに連携を図り、防災セミナーや各種講演会等を開催するとともに、風水害対策に関わる区民の行動等を記したリーフレット等によって、区民の防災知識の向上を図る。特に、降雪に不慣れな首都圏においては、外出時の転倒や事故による人的被害を予防するための豪雪時の備えや、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むこと等を、区ホームページなどを活用して普及啓発していく。
- ② 区は、災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を活用して、あらゆる場を活用して地域の防災対策に関する情報を提供する。また、家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等について普及啓発していく。
- ③ 区は、都民防災教育センター(防災館)や荒川知水資料館（通称：アモア）を活用して、風水害に関する防災行動力の向上を図る。
- ④ 区は、「東京マイ・タイムライン」等を活用して、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく事について、作成支援事業等を通して、普及啓発していく。
- ⑤ 地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実

施されるよう、区は、「コミュニティ・タイムライン」作成支援を推進し、逃げ遅れを局限する。この際、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

- ⑥ 区は、風水害を想定した要配慮者及びその家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練を支援する。
- ⑦ 区は、各避難所運営主体による避難所運営訓練、区総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。
- ⑧ 要配慮者への対応や避難所運営などでは、女性の視点が重要であることから、区は、女性の参画の促進に努めるとともに、女性も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。また、性的少数者への配慮も重要となることから、課題を整理し、必要な対応への準備を行う。
- ⑨ 区は、防災・福祉分野における取組実施機関との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 地区防災運営協議会等に対する周知・啓発

区では平成25(2013)年度より、19の各地区防災会議を主体に、学校や事業所、各種団体など地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を順次設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地域防災力のさらなる向上を図ってきたところである。今後、区は、自主防災組織をはじめ、この地区防災運営協議会等を対象に風水害対策に関する啓発活動を展開し、地域の水害対策の構築を支援する。

(4) 事業所に対する周知・啓発

事業所における風水害の軽減を図るには、管理権限者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、消防署は防火防災管理者講習、消防計画作成時、自衛消防訓練時等をとらえ、防災意識の高揚とともに自衛消防隊等の活動能力の向上を図る。

(5) 北区メールマガジンの登録促進

区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促す一手段である「北区メールマガジン」への登録を推進する。そのために、区民まつりや防災訓練会場にメール配信サービス登録コーナー等を設置するなど、あらゆる機会を通じて登録を促進する。

2 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

(1) 訓練項目

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

- ① 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- ② 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、救出救護訓練

(2) 土砂災害に対する全国統一防災訓練

区は都と連携し、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難場所・避難経路の確認等による警戒避難態勢の強化のために訓練を実施する。

- ① 実施時期：出水期前に実施
- ② 参加機関
：都、区、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)
- ③ 訓練項目：避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

3 地域におけるマニュアル等の整備

担当	危機管理室
----	-------

区は、自主防災組織や地区防災運営協議会において、風水害時の避難行動等に関する対応マニュアルの作成を進める。

4 避難行動要支援者の支援

担当	危機管理室／福祉部／土木部
----	---------------

区は、「避難行動要支援者名簿」を整備し、居住地域の自主防災組織などの避難支援等関係者に情報提供するなどして、避難支援等関係者の風水害時における避難行動要支援者支援体制の構築に協力する。

- **震災対策編 第2部 要配慮者の支援体制の整備**
第9章 避難者対策【予防対策】 2-1 要配慮者の考え方
第1 要配慮者及び避難行動要支援者の定義 (p302) 参照
2-3 避難行動要支援者に対する避難行動支援 (p306) 参照

また、区は、避難行動要支援者の日ごろの備えや災害発生時の対処方法、避難場所等について、「東京都北区水害ハザードマップ」等を活用し、支援者等に対し広く周知・啓発を行う。

(1) 北区大規模水害避難行動支援計画

令和2(2020)年3月策定の「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」において、大規模水害時の高台避難等を基本的な区の方針として掲げている。しかし、自力での避難行動が困難である避難行動要支援者が一定数存在することから、大規模水害時における避難行動要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することを目的として、令和4(2021)年12月に「北区大規模水害避難行動支援計画」を策定した。

(2) 個別避難計画の作成の考え方

「北区大規模水害避難行動支援計画」に基づき、個別避難計画の作成を行う。個別避難計画の作成における考え方は以下のとおり。

① 要支援者への同意の有無・実態把握の調査実施

全ての名簿登録者に対して、以下の項目に関する調査を実施する。

- ア 個別避難計画作成の同意の確認 (※1)
- イ 自力で避難先に移動できるか (避難能力の有無 (※2))
- ウ 避難支援者の有無

※1 個別避難計画を作成するためには、以下の3点全てに同意する必要がある。

- ・名簿の情報提供
- ・個別避難計画の作成
- ・個別避難計画の情報提供

※2 要支援者個人の避難能力の有無

- ・警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力

② 要支援者の情報整理・優先度の決定作成に必要な情報を集約

実態把握の調査実施の結果より、同意が得られた方の情報を集約し、優先度を決定する。

③ 計画作成者の決定

優先度に応じて、区が中心となり、計画作成者と調整のうえ決定する。区が個別避難計画書を起案し、行政が把握している情報等を集約したうえで、計画作成者に共有する。計画作成者は、事前に把握できる情報を記入しておく。

④ 訪問による本人へのヒアリング

要支援者と具体的な訪問日を調整する。要支援者を訪問し、計画作成の趣旨等を説明したうえで、個別避難計画書の内容に沿って聞き取り調査を行う。

⑤ 個別避難計画書の提出・見直し

計画作成者は、個別避難計画書を区の担当者へ提出する。必要に応じて見直しを行う。

⑥ 個別避難計画書の記載事項と考え方

個別避難計画書の内容は、以下のとおりである。

ア 本人データ

- ・氏名、年齢、性別、住所などの基本情報
- ・該当する名簿登録要件
- ・緊急連絡先
- ・住居情報
- ・利用中の福祉サービス、かかりつけ医

イ 避難支援方針

- ・避難行動と必要な支援に関する事項
- ・避難する際に必要な持ち物

ウ 避難支援者一覧

- ・支援項目ごとの避難支援者

エ 支援に必要な情報

- ・身体的な留意事項

- ・ 情報入手に関する留意事項
- ・ 避難タイミングの判断に関する留意事項
- ・ 避難準備に関する留意事項
- ・ 移動に関する留意事項
- ・ 避難先での生活に関する留意事項

オ 計画の更新状況

- ・ 計画を更新した日付、記入者、更新した内容

(3) 個別避難計画による避難支援

作成した個別避難計画に基づき、避難支援者は避難行動要支援者の避難支援を行う。

① 避難支援方針の決定

区は、計画作成者より提出された個別避難計画書を集約し、課題を整理した上で、庁内調整会議・地域調整会議にて、リソース調整・課題解決を行い、避難支援方針を決定する。決定した内容を個別に計画作成者に伝達する。計画作成者は、決定した避難支援方針等を個別避難計画書にとりまとめて完成させ、区へ提出する。

ア (仮称) 個別避難計画庁内調整会議

区の庁内の関係部署が中心となり、必要に応じて福祉専門職を交えて、定期的に庁内調整会議を実施する。個別避難計画庁内調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書に基づいて、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。実効性のある避難支援方針を決定するため、庁内調整会議実施前に、計画作成者から提出された個別避難計画について、支援ニーズや避難先、移動手段等の集約を図り、不足するリソースや課題などを整理する。

イ (仮称) 個別避難計画地域調整会議

庁内調整会議で避難支援方針の調整が困難な場合は、区と地域の避難支援等関係者を交えて、地域調整会議を実施する。個別避難計画地域調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書を地域単位で集約し、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

② 行政関係部署での計画の情報共有

地域調整会議の結果を踏まえて、計画作成者が作成した個別避難計画を、行政関係部署で情報共有する。

③ 支援計画者・本人への説明

第2部 災害予防
第6章 地域防災力向上

計画作成者は、完成した個別避難計画に基づき、避難支援者および本人へ説明を行う。状況により、本人・避難支援者に同時に説明を行う。